

## 第947回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和3年8月6日（金）午後1時30分
- 2 招集場所 第一会議室
- 3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小川委員，小室委員 （佐浦委員欠席）

### 4 説明のため出席した者

布田副教育長，遠藤副教育長，安住総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，時枝教職員課長，千葉参事兼義務教育課長，遠藤高校教育課長，菅井特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，鈴木参事兼保健体育安全課長，武田生涯学習課長，天野文化財課長 外

- 5 開 会 午後1時30分

### 6 第946回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 （委員全員に諮って）承認する。

### 7 第947回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び小室委員を指名する。  
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 議事

第4号議案 職員の人事について

第6号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

第7号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

伊東教育長 「5 議事」の第4号議案，第6号議案及び第7号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

（委員全員に諮って）この審議については，秘密会とする。

秘密会とする案件については，先に第4号議案のみを審議し，それ以外の議案については「8 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。

（委員全員異議なし）

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

## 9 議事

第1号議案 宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

（説明者：布田副教育長）

第1号議案について，御説明申し上げます。資料は，1ページから5ページである。

はじめに，資料4ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが，「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」，通称「デジタル行政推進法」が，令和元年12月に施行され，申請などの手続は，「電子申請等オンライン化も可能」という扱いから，「電子申請等オンラインで行うことが原則」という位置付けに変更された。この法改正に伴う「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の改正案が，本年6月議会において可決され，知事部局の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の改正と併せて，9月1日から施行されることとなっている。

本規則では，教育委員会に係る手続のオンライン化について，法令又は条例等に定めるもののほか，知

事に係る手続の例によることとしているため、条例及び知事部局の規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

「2 改正内容」については、資料5ページの「改正内容の概要」を御覧願いたい。ここでは、手続のオンライン化について、法律、条例・知事部局の規則、教育委員会規則の関係を整理している。まず、上段に記載の改正前の法律では、手続のオンライン化が例外であったので、国及び県では、オンライン化できる具体的な手続を省令や告示といった形で特定していた。これに対し、下段にあるとおり、改正後の法律では、手続をオンラインで行うことが原則となったので、法令に基づく手続を省令や告示で特定する必要がなくなり、また、条例・規則に基づく手続についても、告示ではなく、県のホームページに掲載するといった、より平易な形式で周知されることとなった。そのほか、条例及び知事部局の規則は、法律及び法律施行規則に則ったつくりとなっていることから、それぞれ、国の改正に準じた改正がなされている。

以上の改正に伴い、本規則についても、題名を「宮城県教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改め、本則中で引用する条例名を改めようとするものである。また、法令に基づく手続は、オンライン実施が原則とされたことから、知事部局の規則に合わせて、資料3ページの新旧対照表にあるとおり、法令に関する文言を削ろうとするものである。

資料4ページにお戻り願いたい。「3 施行期日」については、改正条例の施行期日に合わせて、令和3年9月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 第2号議案 令和3年度政策評価・施策評価について

(説明者：布田副教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、6ページ並びに別冊及び参考資料1から3である。

はじめに、政策評価・施策評価の概要について御説明申し上げます。参考資料1を御覧願いたい。「1 政策評価・施策評価の趣旨」であるが、本県では、「行政活動の評価に関する条例」に基づき、本県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に係る政策・施策及び事業について、毎年度、政策評価・施策評価を実施している。このたび、令和2年度に実施した教育委員会の所掌に係る政策・施策及び事業について政策評価・施策評価を実施し、その結果を別冊のとおり取りまとめたので、審議をお願いするものである。なお、この評価結果については、知事部局において評価書として取りまとめられ、政策・財政会議での審議を経て、9月議会において報告されることとなる。

次に、「2 政策評価・施策評価の方法について」であるが、評価に当たっては、各担当課室において令和2年度に実施した事業評価の結果や目標指標の達成状況等を踏まえて政策・施策の自己評価を行った。また、政策評価・施策評価の客観性を確保するため、県の自己評価に対して外部有識者で構成される「宮城県行政評価委員会」から意見を聴取しており、別冊資料の作成に当たっては、行政評価委員会の意見を反映し、取りまとめたところである。

次に、「3 政策評価・施策評価の結果について」であるが、政策・施策ごとに「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の4段階で評価を行っている。はじめに、「(1) 宮城の将来ビジョン」に関しては、教育庁では「政策7」と5つの施策の評価を担当しており、施策については、施策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」を「概ね順調」と評価し、そのほかの4つの施策については、「やや遅れている」と評価している。また、政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」については、各施策の評価を踏まえ、「やや遅れている」と評価している。次に、「(2) 宮城県震災復興計画」に関しては、教育庁では「政策6」と3つの施策の評価を担当しており、施策については、施策3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」を「順調」と評価し、そのほかの2つの施策については、「概ね順調」と評価している。また、政策6「安心して学べる教育環境の確保」については、各施策の評価を踏まえ、「概ね順調」と評価している。

次に、2ページを御覧願いたい。「4 今後の教育施策の推進に当たって」であるが、今回の政策評価・

施策評価の結果を踏まえ、「確かな学力の育成」や「体力・運動能力の向上」、「いじめ・不登校等への対応」などに重点的に取り組むとともに、現状と課題を分析し、より効果的な取組を推進していく。また、今後本格的に人口減少が進む中で、次代を担う「人づくり」の重要性が増しており、令和3年度から始まった「新・宮城の将来ビジョン」において、新たに「子ども・教育」分野が柱立てされたことも踏まえ、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、本県教育の基本理念である「志教育」を一層推進し、宮城の将来を担う人材の育成を図っていく。

評価理由等については、教育企画室長より御説明申し上げます。

**(説明者：教育企画室長)**

各政策・施策の評価理由について御説明申し上げます。参考資料2を御覧願いたい。

はじめに、「宮城の将来ビジョン」の施策に関して、政策6の施策14については、目標指標である『平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上』と答えた児童生徒の割合』の達成度が依然として低いことなどを踏まえ、「やや遅れている」と評価した。

次に、政策7については、政策を構成する3つの施策15から17の評価理由から御説明する。施策15については、高校2年生における『授業が分かる』と答えた児童生徒の割合』などについて目標を達成しているものの、高等学校における「体験活動やインターンシップの実施校率」など達成度が低い指標もあったことや、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送った事業もあったことなどを踏まえ、「やや遅れている」と評価した。施策16については、依然として「不登校児童生徒の在籍者比率」の達成度が低いことなどを踏まえ、「やや遅れている」と評価した。また、施策17については、新型コロナウイルス感染症の影響で小学校における「保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校の割合」の達成度が低くなったことなどを踏まえ、「やや遅れている」と評価した。これら3つの施策で構成される政策7の評価については、各施策の目標指標の達成状況や事業の成果等を総合的に勘案し、「やや遅れている」としたところである。

次に、政策8の施策23については、新型コロナウイルス感染症の影響により、「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」のように昨年度よりも達成度が低くなった指標もあったが、「市町村社会教育講座の参加者数」がほぼ目標値を達成していることや、コロナ禍であっても各取組が工夫して進められた状況等を踏まえ、「概ね順調」と評価した。

次に、「宮城県震災復興計画」の政策6を構成する3つの施策であるが、目標指標の達成状況などを踏まえ、施策1と施策2について「概ね順調」と評価し、施策3については「順調」と評価した。また、政策6の評価については、これらの3つの施策の評価を踏まえ、「概ね順調」としたところである。

これら「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の政策・施策に係る評価については、行政評価委員会の審議を踏まえた評価となっている。

なお、詳細については、別冊資料のとおりである。また、参考資料3として、目標指標等の推移を添付しているので、併せて後ほど御覧願いたい。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

**( 質 疑 )**

- |       |  |
|-------|--|
| 小川委員  | 目標指標は教育的環境を整備するためのものか。それとも何らかの結果を目指したものか。それぞれのタイプの指標が混在しており、分かりづらいと感じる。  |
| 教育企画室 | 施策評価の段階での指標は、アウトカムを基本とすべき考えている。ただ、アウトカムの指標として適当なものが少なく、アウトプットの指標も混在してしまっているのが実情である。目標指標については、引き続き検討を続け、適宜見直しを図ってみたい。   |
| 小川委員  | アウトプットの指標が多くても、その中にアウトカムの指標が入っていれば構わないと思う。そもそも教育の最終的なアウトカムを、在学中に評価するのは困難である。中間アウトカムや一時的アウトカムというように、アウトカムにも段階があり、例えば授業が分かるというのは中間アウトカムであるし、その結果、学力が上がっているかというのは最終的なアウトカムである。そういった関係性等を含めて整理するとわかりやす |

教育企画室長 　　くなると思うので、国の施策評価等も参考にしながら検討していただきたい。  
委員御指摘のとおり、わかりづらいということは我々としても感じているため、より  
良い内容となるよう、こういった指標が適切か検討を続けてまいりたい。  
伊東教育長 　　(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 第2期宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

(説明者：布田副教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、7ページ並びに別冊及び参考資料1と2である。

はじめに、資料7ページを御覧願いたい。第2期宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき実施しているもので、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告することとされている。このたび、令和2年度における状況について、別冊のとおり「第2期宮城県教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書」を取りまとめたので、審議をお願いするものである。

次に、参考資料1を御覧願いたい。この資料は、「第2期宮城県教育振興基本計画」と、第2号議案の政策評価・施策評価の対象となった「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」との対応関係を示している。資料に記載のとおり、中央の「第2期宮城県教育振興基本計画」における「基本方向」と、右側の「宮城の将来ビジョン」及び左側の「宮城県震災復興計画」における「施策」が互いに対応関係にある。「点検・評価」に当たっては、第2号議案で御説明した「政策評価・施策評価」と一体的に実施し、宮城県行政評価委員会からの御意見等も踏まえて報告書を取りまとめている。

「第2期宮城県教育振興基本計画」の点検及び評価結果の案については、資料の中央に記載のとおり、10の基本方向のうち、基本方向1「豊かな人間性と社会性の育成」、基本方向2「健やかな体の育成」、基本方向3「確かな学力の育成」、基本方向9「家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」を「やや遅れている」と評価しており、その他の6つの基本方向を「概ね順調」と評価している。

今回の点検・評価の結果を踏まえ、本県教育の更なる発展に向けて、令和3年度から開始した「新・宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮しながら、各種教育施策の一層の推進に取り組んでいきたいと考えている。

評価理由については、教育企画室長より御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

「10の基本方向」それぞれの評価の理由について、主なものを御説明申し上げます。

参考資料2を御覧願いたい。はじめに、評価の体系についてであるが、第2期宮城県教育振興基本計画は10の基本方向とそれに紐づく35の取組から構成されており、うち16の取組を重点的取組として位置付けている。評価に当たっては、まずこれら16の重点的取組について、目標指標等の達成状況や取組を構成する事業の実績及び成果等を分析し、「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の4段階により評価を行っている。重点的取組以外の19の取組については、個別の評価の判定は行わないが、10の基本方向を評価する中で、これらの取組の成果等を含め、総合的に分析し、評価の判断を行っている。

それでは、評価の内容について、「やや遅れている」と評価した基本方向1、2、3及び9に絞って、順に御説明申し上げます。まず、基本方向1については、3つの重点的取組のうち、「概ね順調」が2件、「やや遅れている」が1件と評価した。このうち、重点的取組3については、目標指標である「不登校児童生徒の在籍者比率」が小学校・中学校・高等学校の全てにおいて前年度より増加しており、引き続き達成度が低い水準にとどまっていることなどから「やや遅れている」と評価したものであり、継続的な心のケアや、不登校を生まない魅力ある学校づくりを一層推進する必要があることなどを総合的に判断し、基本方向1の全体の評価を「やや遅れている」とした。

次に、基本方向2については、重点的取組4について、目標指標である「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離」は、新型コロナウイルスの影響で、全国調査が中止されたため、実績値を把握することができなかったが、体力・運動能力向上のためには、今後さらなる取組の

必要性があると考えられるため、「やや遅れている」と評価したものである。基本方向2の全体の評価についても、重点的取組4の評価結果や、「学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合」が低い水準にとどまるなど、食育の推進にも課題が見られ、健やかな体の育成に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に判断し、「やや遅れている」とした。

次に、基本方向3については、重点的取組5について、把握できた目標指標である『平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上』と答えた児童生徒の割合』の達成度が低い水準にとどまっていることなどから「やや遅れている」と評価したものであり、基本方向3の全体の評価についても、高校3年生における「英検相当級を取得している生徒の割合」が低い水準にとどまるなど、国際理解を育む教育の推進にも課題が見られ、確かな学力の育成に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に判断し、「やや遅れている」とした。

次に、裏面を御覧願いたい。基本方向9については、重点的取組13について、目標指標である「朝食を欠食する児童の割合」は全国調査の中止により把握できなかったものの、本県独自の調査結果では、小学5年生の朝食の欠食割合が増加していることや、『市町村家庭教育支援チーム』を設置する市町村数の達成度が低い水準にとどまっていることなどから「やや遅れている」と評価した一方、重点的取組14については、目標指標の達成度は「C」となったものの、地域学校協働本部の設置市町村は着実に増加していることや、コロナ禍であっても工夫して各種事業が進められている状況を踏まえ「概ね順調」と評価したところである。しかしながら、基本方向9の全体の評価は、家庭の教育力を支える環境づくりを一層推進していく必要があることなどから、「やや遅れている」とした。

なお、10の基本方向と16の重点的取組における、より具体的な「評価の理由」や「課題と対応方針」については、別冊報告書に記載のとおりであるので、後ほど御覧願いたい。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

千木良委員

基本方向2「健やかな体の育成」や、そのうち重点的取組4の「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」について、やや遅れているとの評価だが、取組の2, 3を含め、状況の改善には養護教諭の役割が重要になるのではないかと感じる。また、養護教諭や管理職だけでなく、学校医や学校歯科医等、医療分野との連携も重要になると思う。感染症対策についても今は予防の時代と言われているため、そういった時代の変化に即した考え方の転換が必要である。具体例としては、養護教諭や管理職が、学校の歯科検診はスクリーニングであって細かくチェックするものではないという考え方のままであれば、家庭に対して単に結果を知らせるだけで終わってしまうが、予防の観点では、スクリーニングでは健康であった場合でも、定期的な歯科検診が必要だという考え方で進めていかなければ、予防の考え方にそぐわなくなるのではと感じる。一方で、学校の歯科検診の結果で、虫歯の本数まで細かく伝える学校もあり、学校歯科医としては違和感を覚えることもある。そのため、この点に関しては、養護教諭、管理職、教育委員会それぞれがどのような方向性で考えているかについて、一度チェックが必要だと感じる。

もう1点、基本方向9「家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」に関連し、虐待を受けている子供には虫歯が非常に多いというデータがあり、家庭の教育力の低さは虫歯の数に現れやすい。そのため、基本方向9については、学校のみならず、幼児教育分野や保健師等との連携を密にして、早い段階から対応を考えていく必要がある。

保健体育安全課長

委員御指摘のとおり、健康な体づくりには保健指導や保健管理は非常に重要であり、養護教諭だけではなく管理職がその体制づくりを進め、保健主事や担任との連携を図りながら、家庭との連絡を取り合えるよう対応していく必要がある。また、幼児教育分野については、保健福祉部等とも連携しながら対応について検討してまいりたい。

小川委員

2点伺いたい。まず、政策の評価を行う場合は、それに投じた予算や人員と成果との関係をとらえる必要があるが、この点はどのように考えているか。もう1点、重点的取

組相互の関係について、例えば重点的取組1の「志教育」を推進できていれば、重点的取組5の学力の向上に関する取組状況は良くなるだろうし、重点的取組2で思いやりがあり感性豊かな子供の育成ができれば、重点的取組3のいじめや不登校に関する状況が改善するように思う。しかし、実際には重点的取組1や2の評価が「概ね順調」であるにもかかわらず、重点的取組3や5は「やや遅れている」という評価になっており、重点的取組1や2の評価が適当なのか疑問に感じる部分もある。

教育企画室長 1点目、予算等との関係についてだが、事業の効果がないと判断されれば、予算がつかないこともあり、ケースバイケースとなっている。2点目については、基本方向については相互に関連しているため、委員御指摘のとおり、それぞれの基本方向に対する取組を充実させていくことで、相互に状況は改善されていくものと考えている。

小川委員 どの事業に予算や人員を投じれば他の事業にどのように波及するかという因果関係のようなものが明確になると、政策の評価もしやすくなるし、重点的に予算や人員を投ずる事業を選択する際にも有意義だと感じるが、この点についてはどうか。

教育企画室長 教育庁全体としてどの事業に力を入れるかということは、毎年度検討しているが、財政課による査定でどうしても思いどおりの事業構成とならないこともある。

伊東教育長 評価の中で成果が出ているものや課題があるものが出てくるが、評価を受けて今後どのような方向性で進めるかというところまで分析している。また、もう少し細かいところでは、決算の段階ではあるが事業ごとに投じた金額と成果については確認している。「やや遅れている」や「遅れている」と評価されたものについては何らかの課題があるため、基本的にそこに力を入れていこうという考え方ではあるものの、次年度の事業を考えていく時に、重点的に取り組むべき分野をある程度設定した上で既存の事業をどうブラッシュアップしていくかという検討を行い予算に繋げている。例えば、いじめや不登校に関する事業については「やや遅れている」との評価になっているため、重点的に取り組んでいく必要があると考えており、新規事業を追加するなどの対応を行っている。全ての評価結果を次年度の事業内容に反映できていないわけではないが、事業の効果を検証し、より効果的なものとなるよう検討していく上で、この評価は重要である。実際に次に繋がる評価とはどうあるべきか、検討を重ねていく必要があると思うので、引き続き御助言等をいただきたい。

伊東教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第5号議案 令和4年度使用宮城県立中学校教科用図書「社会(歴史的分野)」の採択について

(説明者：遠藤副教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。資料は、14ページから16ページ及び別冊である。

はじめに、資料14ページを御覧願いたい。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、義務教育諸学校については、種目ごとに同一の教科用図書を使用する期間は4年となっていることから、令和4年度使用の教科用図書については、令和2年度に採択したものを継続して採択することとなる。

しかし、今年度、自由社から社会(歴史的分野)の教科用図書が新たに発行されたことから、教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項に基づき、調査研究を行った上で、その種目についてのみ、採択権者の判断により採択替えが可能となっている。そのため、社会(歴史的分野)の教科用図書について、各県立中学校において現在使用している育鵬社を継続して採択するか、又は採択替えをするかについて御審議いただくこととなる。

詳細については、高校教育課長より御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

それでは、本議案の詳細について御説明申し上げます。資料15ページを御覧願いたい。「1 関係法令」についてであるが、県立中学校において使用する教科用図書については、学校ごと、種目ごとに、一種の

教科用図書の採択を行うことになっており、原則4年間同一の教科用図書を採択することとなっている。そのため、「2 教科用図書の採択年度と使用年度について」に記載のとおり、令和3年度から令和6年度に使用する教科用図書については、通常、令和2年度に採択したものを継続して採択することとなる。

次に、「3 新たに発行された教科用図書の取扱について」を御覧願いたい。今年度、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行された。継続採択の期間中に、新たに発行された教科用図書がある場合には、当該教科用図書の種目についてのみ採択替えを行うことが可能となっている。採択替えの有無については、採択権者が判断することとなるが、採択替えをする場合は、当該種目の全ての教科用図書について、改めて調査研究等を行う必要があり、その際、現在採択している教科用図書又は新たに発行された教科用図書以外の教科用図書に採択替えすることも可能となっている。

次に、別冊資料「令和4年度使用 社会（歴史的分野）の教科別教科書調査研究報告書及び事前審査報告書」の2ページ及び3ページを御覧願いたい。宮城県教科用図書選定審議会で示され、県教育委員会で決定した採択基準に従い、6月に各中学校において、新たに発行された自由社の「新しい歴史教科書」について調査研究を行った。別冊資料2ページは古川黎明中学校、3ページは仙台二華中学校から提出された教科書調査研究報告書である。各中学校において、昨年度行った調査研究と同じ観点で、今年度新たに発行された自由社の教科用図書について調査研究した結果を表の一番右の欄に示してある。資料に掲載している自由社以外の教科用図書については、昨年度行った調査研究の結果を記載している。表中の評価項目は、別冊資料1ページの採択基準の項目に従い、大項目4つを5つの小項目に分けて20の観点で評価し、さらに大項目ごとに5つの観点をまとめた総合評価をしている。評価は4段階で、「大いに評価できる」を「◎」、「評価できる」を「○」、「やや不十分である」を「△」、「不十分である」を「×」で示してある。

自由社の調査結果を見ると、4つの大項目の総合評価について、古川黎明中学校では、◎の「大いに評価できる」が二つ、○の「評価できる」が二つとしており、仙台二華中学校では、全ての項目について、○の「評価できる」という結果であった。

この調査研究の結果について、県の指導主事と有識者で構成する令和4年度使用の宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会において審査を行った結果を、別冊資料4ページから5ページに記載している。審査委員会では、各中学校の教育目標や教育課程、生徒の実情等に照らし、各中学校の調査研究が妥当であると判断された。

本日はこれらのことを踏まえ、社会（歴史的分野）の教科用図書の採択替えの有無について、御審議いただくことになる。

なお、採択替えをしないと判断された場合は、現在2つの県立中学校で使用している育鵬社の教科用図書を継続して採択することとなる。一方、採択替えをすると判断された場合は、改めて歴史的分野の全ての教科用図書について調査研究を行っていただき、その結果に基づき、臨時の教育委員会を開催いただいた上で、当該種目に係る教科用図書の採択を行うこととなる。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

（ 質 疑 ）

齋藤委員 今年度使用している中で、大きな不都合が生じていないのであれば継続採択でよいと思う。

千木良委員 詳細に調査をしていただき、現場の評価として現在の教科書が自校の生徒にふさわしいと判断されており、新たに発行された教科書はそれに及ばないという評価であった。教員と生徒双方のことを考えても、あえて採択替えをする必要性は感じられず、現在の教科用図書を継続して採択することで問題ないと思う。

小川委員 教科書の採択に当たって学力との関連は考慮されるものなのか。

高校教育課長 学力にも様々な捉え方があり、知識・技能の部分のほかに、学力の三要素と言われる思考力・判断力・表現力、学びに向かう力といったものが関わってくる。別冊資料の2、3ページ下部に両校における総合的な所見が記載されているが、古川黎明中学校を例に取ると、グローバルな視点で多面的・多角的に歴史的事象を考察できることを重視している。これは、古川黎明中学校が、自ら課題を見つけ解決していく力をもった生徒を育

成していくことを目標としているためである。そういった観点で教科用図書を調査研究した結果、このような評価となっている。そういった部分で、学力と採択すべき教科用図書の関連性はあると考えている。

齋藤委員 資料15ページについて、「3 新たな教科用図書の取扱いについて」で、採択替えを行う場合、現在採択している教科書又は新たに発行された教科用図書の以外の教科用図書に採択替えすることも可能とあるが、今回のように新たに発行された教科用図書がない場合に、通常、採択替えをすることはあり得るのか。

高校教育課長 先ほど副教育長からの説明にもあったように、一度採択した教科用図書は4年間継続して採択することとなるため、通常、採択替えすることはあり得ない。

齋藤委員 新たな教科用図書が発行されたことで採択替えが可能となったが、現在採択している教科用図書と新たに発行された教科用図書を比較するだけでなく、それ以外の教科用図書に採択替えする可能性があるというのは、制度上やむを得ないのかもしれないが、違和感がある。

高校教育課長 4年間継続して採択することとなっているものの、毎年、各学校において使用している教科用図書の内容が、自校の目標や生徒に適しているかといった観点で評価研究を行い、教育委員会に報告することとなっている。教育委員会では、その報告内容が妥当か審査委員会において判断いただいた上で継続採択を判断しているところであり、何の確認等も経ずに4年間同一の教科用図書を採択しているわけではない。

小川委員 毎年評価しているとのことだが、例えば、使用している教科用図書の内容が時代の変化に対応できておらず、別の教科用図書を使用したいとなった場合はどうするのか。

高校教育課長 基本的には法令に基づき4年間、継続して採択するものと思われる。ただし、時代の変化等の事情によりどうしてもその時に使用している教科用図書では不具合が生じるということであれば、検討する必要があると思われるが、前例がないため確実なことは言えない。

伊東教育長 採択替えをしないという御意見が多かったが、他に御意見はないか。  
(意見なし)

伊東教育長 ただいまの審議結果を別紙にまとめるため、暫時休憩する。再開は午後3時20分とする。

伊東教育長 会議を再開する。  
先ほどの審議では、採択替えをしないという御意見が多かったため、令和4年度使用の社会(歴史的分野)の教科用図書については、別紙のとおり採択替えをせず、両校とも「育鵬社」の教科書を継続して採択することとしてよろしいか。  
(委員全員に諮って)別紙のとおり可決する。

## 10 課長等報告

### 令和2年度学校保健統計調査の結果について

(説明者：保健体育安全課)

令和2年度学校保健統計調査の結果について御説明申し上げます。資料は、1ページから10ページである。

本件については、7月28日(水)に文部科学省から全国分の調査結果が公表されている。また、同日付けで県の企画部統計課からも、本県分の調査結果が公表されている。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 調査の目的」及び「2 調査の方法」に記載のとおり、この調査は、学校における幼児・児童・生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として、文部科学省からの依頼に基づき、県が実施したものである。また、「3 調査の範囲」については、表に記載のとおり抽出調査となる。資料2ページを御覧願いたい。「5 調査事項」であるが、発育状態について、

身長、体重、肥満・痩身傾向児の出現率を、健康状態について、目や鼻、歯・口腔等の疾病や異常の有無を調査している。資料3ページには調査結果の概要を記載している。

次に、資料4ページを御覧願いたい。記載されている表は、調査結果に基づく発育状態、健康状態の統計資料である。第1表を御覧願いたい。発育状態のうち、身長については、女子の中学校1年生及び高等学校2年生を除いた男女全ての学年で、全国平均を上回っている。体重については、男女ともに全ての学年において、全国平均を上回っている。全国順位では、男子は全ての学年で、女子は高等学校2年生と3年生を除いた全ての学年で、上位10位以内となっている。特に、第2表の「肥満傾向児及び痩身傾向児の出現率」のうち、肥満傾向児については、全国と比べても出現率の割合が多いため、5ページから6ページで詳しく取り上げている。また、第3表の「主な疾患・異常被患率」のうち、むし歯については、全国と比べても差が大きいことから、7ページから8ページで詳しく取り上げている。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「Ⅲ 肥満傾向児の出現率」については、男女ともにほぼ全ての学年で全国値より高くなっている。また、小学校2・3年生女子が全国1位、小学校4年生男子、中学校1年生男子、高等学校2年生男子、小学校4年生女子が全国2位、小学校6年生男子が全国3位となっている。一方、男子の小学校1年生、女子の高等学校2年生については、全国値を下回っている。また、前年度と比較すると、女子は中学校・高等学校で肥満傾向児出現率が減少している。しかしながら、6ページにあるように、令和2年度は全国的にも肥満傾向児の増加が見られ、本県も同様の傾向となっている。

資料7ページから8ページには、むし歯の状態について記載している。むし歯は、幼稚園を除いた全ての学校種別において全国値より高いものの、被患者の割合は、全ての校種で前年度より減少している。むし歯と判定された者は、昭和40～50年代のピーク時から減少が続いている。なお、12歳DMF歯数が0.9と、初めて1.0を切った。資料9ページには、裸眼視力1.0未満の者の割合を記載している。高等学校は全国値を下回ったが、小・中学校は増加傾向にある。

次に、資料10ページを御覧願いたい。今回の調査の結果から明らかになった「課題と取組」についてまとめている。(1)課題としては、肥満傾向児出現率、むし歯被患者の割合が高いことから、正しい生活習慣の確立と健康教育への積極的な取組が、教育活動全体を通して求められている。このことを踏まえて、(2)取組の方向性として、児童生徒の生活習慣を調査し、健康課題・運動課題等と相関関係等を分析して、課題解決に向けた有効な取組を検討の上、共有していきたいと考えている。併せて、昨年度と同様に、①学校における取組と家庭における取組を明確にしつつ連携を深め、また、②「肥満」や「むし歯」の減少や健康に関する意識の向上等、健康教育の取組を推進していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員

コロナ禍により、健康診断等に当たっては、実施する側も受ける側も大変であったと思う。各学校の対応に感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、明らかに数値が変わった部分を把握していれば伺いたい。

保健体育安全課長

例年、健康診断の実施期間は6月末までとされていたが、令和2年度においては年度末までとされており、前年度との比較が困難な状況ではあるが、数値に明らかな変化が見られたものはなかった。今年度についても実施期間が年度末までとされているため、どういった変化があるかについては注視してまいりたい。

千木良委員

数値に明らかな変化は見られないとのことだが、実際に健診を実施した歯科校医の方からは、歯肉炎が増えているという指摘があった。理由としては、小学校等で昼休みの歯磨きを中止したところがあり、その影響が考えられるとのことであった。これは、同じ学校を継続して見ている歯科校医の方の話であるため、抽出調査による結果には現われないかもしれないが、今後、各地区での検討が必要かもしれない。

もう1点、子供たちの生活習慣を保つことが重要であるため、この調査とは別に、コロナ禍前から来年度くらいまでの期間で個人ごとの結果にどのように変化が生じているのかを把握していく必要もあるのではないかと考えている歯科校医の方は多いと思う。

- 保健体育安全課長 健康課題については、学校と家庭との連携が重要だと認識している。また、先ほど委員から御指摘いただいたとおり、口腔内の健康については、幼少期の家庭環境が大きな影響を及ぼしていることも踏まえながら、学校内はもちろんのこと、家庭、歯科医師会の方々、保健福祉部等とも連携しながら対応してまいりたい。
- 伊東教育長 今年度、児童生徒の生活習慣に関する調査を行い、様々な課題との相関関係等を分析していくこととなると思うが、新型コロナウイルス感染症がどのような影響を及ぼしているのかについて、ある程度把握できるということか。
- 保健体育安全課長 今年度、児童生徒のライフスタイル調査を行い、健康課題を洗い出しながら対策を練っていく方向で準備を進めている。この調査の中で、新型コロナウイルス感染症による影響が見えてくる可能性はあるかと思うので、調査の進め方について検討を重ねながら対応してまいりたい。
- 小川委員 資料6ページの肥満傾向児の出現率を見ると、令和元年度から令和2年度にかけて急激に増加している部分もあると思う。令和2年度の状況ということは、新型コロナウイルス感染症の影響が出ているということではないのか。
- 保健体育安全課長 令和元年度と令和2年度では、調査期間が異なっており、文部科学省において抽出した時期も不明であるため、新型コロナウイルス感染症の影響であると断言することはできかねる。
- 千木良委員 せっかく調査するのであれば、新型コロナウイルス感染症が子供たちの心身の発育状態や健康状態に与えた影響について、どこかの省庁が把握することが非常に重要である。地区の歯科医師会のように小さい単位ではデータに偏りが出てしまう恐れがあるため、全国規模できちんと調査して、結果を公表してほしいところである。教育関係者のみならず、医療従事者としても非常に興味深い内容であると思う。
- 保健体育安全課長 これまで、この調査以外にも肥満と虫歯については、3年に1回、健康課題調査を行ってきたが、今年度についてはライフスタイル調査として実施する予定であり、子供たちの実態を把握した上で新型コロナウイルス感染症の影響がどう出ているかといったことも見ていきたいと思う。本調査はあくまで文部科学省による抽出調査であるため、県としては可能な範囲で対応していくこととしたい。
- 伊東教育長 この学校保健統計調査は文部科学省が実施し、公表しているが、この段階では結果に対する国の考え方等は示されていないということによいか。
- 保健体育安全課長 全国の調査結果に係る評価については文部科学省から示されているが、今年度は調査期間が異なるため、単純な比較ができないという部分については文部科学省としても同じ考え方のようなのである。
- 小川委員 例えばコロナ禍の前後で比較して肥満児の出現率が上がった場合に、ライフスタイルのどういった部分が変わったのかが把握できれば、宮城県で肥満児の出現率が常に高い原因が明確になるのではないか。仮に、コロナ禍で運動する時間が減少したとすれば、それは学校での運動の時間なのか家庭での運動の時間なのかといったところまで明確にしておくことも可能かもしれない。
- 保健体育安全課長 委員御指摘のとおり、肥満傾向については食生活や運動習慣が関連してくるが、今回のライフスタイル調査によって実態を把握し、原因を明確にしていけるよう進めてまいりたい。

## 1 1 資料（配布のみ）

### 教育庁関連情報一覧

## 1 2 次回教育委員会の開催日程について

- 伊東教育長 次回の定例会は、令和3年9月3日（金）午後1時30分から開会する。

13 閉 会 午後3時47分

令和3年9月3日

署名委員

署名委員